

【論文】

史跡整備と植物の関わりに関する研究

A Study of the Preservation and Public Use of Cultural Properties
and their Plantings

今野 農^{*}

Yutaka KONNO

Abstract

This study deals with the preservation and public use of cultural properties and their plantings. It first presents the history of the preservation and public use of cultural properties and their plantings since the *Edo* period. Next, It presents various techniques for preservation and public use, referring to guidelines set by the Agency for Cultural Affairs and several other case studies.

Plantings have been used since the *Edo* period for preservation of the cultural properties. In resent years, recognition of the role of plants and plantings as cultural properties has become diversified. Moreover, techniques connected with plantings have also become diversified.

In conclusion, the following four problems with the current state of affairs were pointed out. (1)Necessity to take into account both nature conservation and the needs local residents since preservation activities may relate both living things and to people's livlihood. (2) Necessity of maintains authenticity in rehabilitation, restoration and reconstruction. (3) Necessity for a variety of plants to deal with public use. (4) Necessity for long-term plannig. In addition, the study noted the importance of establishing of the museum facilities and organizational structures in order to develop better preservation and public use of cultural properties in the future.

1.はじめに

史跡を整備することによって保存し活用に供することが一般化しつつあり、今日においては幾ばくか事例の蓄積をみたものと概観される。本学会誌において、新井重三は整備された史跡を「史跡・遺跡博物館」とし、野生生物保護センター等を含めて「現地保存型野外博物館」とし、更に建造物等移設・復元博物館や動物園、野外彫刻展示博物館を含む「収集展示博物館」の二者に分類し、体系化を試みた（新井 1989）。また茂木雅博は、博物館を定義したイコム条項第2章、第4条6項^{註1}

* 全日本博物館学会幹事

「自然、考古、民族学関係の記念物および保護地域・・・」を傍証に用い、「博物館は単に資料の保管、展示をする建築物」ではなく、「歴史学上の史跡及び遺跡は博物館相当施設と呼ばれるものであり・・・」として、史跡整備を位置付けている（茂木 1979）。茂木による「博物館相当施設」とは、「歴史学上の史跡及び遺跡」との限定を伴うものであるが、本稿において「史跡」とは、文化財保護制度上の指定物件を提示する場合、および文化庁の手引き書を参考とした本稿第3章を除き、整備で対象とする不動産の文化財や立地する環境基盤全般を含んだ広義の概念として定義し（後藤 1987）、名勝や天然記念物の整備まで含めて論の対象とするものである^{註2}。

一方、史跡整備の構成要素に目を向けたとき、植物は多様に関わっていることに気付く。文化財として定められている植物は多様であり、整備においても文化財としてのみならず、造園材に供され、時に史跡の損壊要因とも成り得る等、多岐に渡る役割を演じている（表1）。その故に、視点の設定や体系的な論述が困難な分野でもあり、個別な議論に乏しいのが現状である。加えて、「生物」であることも通常の文化財や整備資材とは趣を異にし、議論を投じる必要があろう。藤田忠彦は、整備において「植栽計画がとかく蔑ろにされがちである」ものの、その重要性を再認識し、有効に活用する必要性を論じている（藤田 2003）。そこで本稿では、沿革と技術的視座を設定して整備と植物の関わりについて議論の土台作りを試み、更には博物館の展開についての提言を加えるものである。

2. 文化財保護の沿革と植栽の関わり

本章では、特に画期となるべき点を設け、史跡整備と植生・植物関係について経緯を述べる。

2-1) 文化財保護法以前

江戸時代における整備事例として、水戸光圀と伊達藩による二事例は頻繁に引用される。水戸光圀は上侍塚古墳・下侍塚古墳（栄木/古墳/史跡）を調査し、墳丘とその周囲にマツを植栽し崩落を防いだ（斎藤 1974）。また、伊達綱村は元禄8年に毛越寺（毛越寺附鎮守社跡：岩手/平安/特別史跡、毛越寺庭園：岩手/平安/特別名勝）において庭園礎石の抜き取りを禁止しており、吉村の頃には池岸や土壙上に杉並木を造成し、金堂円隆寺の周囲もスギで囲んだ他、所々にマツ、サクラ、カエデを配している（荒木 1986、1988）（写真1^{註3}）。今日では、池および遺水の復原整備が成されており、スギの一部伐採、サクラの一部移植などが行われている^{註4}。



写真1：毛越寺庭園／2005年
特別名勝・基準：名1 園池を囲むスギ

表1：文化財指定・登録・選定基準 文部省告示を引用。登録有形文化財は「建造物の部」のみを掲載した。

<p>史跡: 我が国の歴史の正しい理解のために欠かすことのできない、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの（平成7年3月6日文部省告示第24号、以下、名勝天然記念物も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡 二 都城跡、国都庁跡、城跡、官公庁、殿跡その他政治に関する遺跡 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学术・文化に関する遺跡 五 医療・福祉施設、生活関連施設、その他社会・生活に関する遺跡 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡 七 墳丘及び碑 八 旧宅、園池、その他特に由縁ある地域の類 九 外国及び外国人に関する遺跡 <p>特別史跡: 史跡のうち、学術上の価値が特に高く、わが国の象徴たるもの</p> <p>名勝: 我が国が優れた国土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公園、庭園 二 稲堀、築堤 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの発生する場所 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所 五 岩石、洞穴 六 峡谷、瀑布、渓流、深淵 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼 九 火山、温泉 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川 <p>十一 展望地点</p> <p>特別名勝: 名勝のうち、価値が特に高いもの</p> <p>天然記念物: 学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 動物 <ul style="list-style-type: none"> 一)日本特有の動物で著名なもの及びその生息地 二)特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地 三)自然環境における特有の動物又は動物群衆 四)日本に特有な苦養動物 五)家畜以外の動物で海外より我が国に移植された現時野生の状態にある著名なもの及びその生息地 六)特に貴重な動物の標本 二 植物 <ul style="list-style-type: none"> 一)名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢 二)代表的な原始林、稀有の森林植物相 三)代表的な高山植物帯、特殊岩石地植物群落 四)代表的な原野植物群落 五)海岸及び沙地植物群落の代表的なもの 六)泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの 七)洞穴に自生する植物群落 八)池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、苔類、微生物等の生ずる地域 	<p>～</p> <ul style="list-style-type: none"> 九)着生草木の著しく発生する岩石又は樹木 十)著しい植物分布の限界地 十一)著しい栽培植物の自生地 十二)珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地 <p>三 地質鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> 一)岩石、鉱物及び化石の産出状態 二)地層の発達及び不整合 三)地層の褶曲及び章巒上 四)生物の働きによる地質現象 五)地震断層など地殻運動に関する現象 六)洞穴 七)岩石の組織 八)温泉並びにその沈殿物 九)風化並びに浸食に関する現象 十)硫黄孔及び火山活動によるもの 十一)氷雷霜の効力による現象 十二)特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本 <p>四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の地域(天然保護区域)特別天然記念部物: 天然記念部物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの</p> <p>登録有形文化財: 建造物、土木構造物、その他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第98条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの。(平成17年3月28日文部省告示第44号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国土の歴史的景観にきよしているもの 二 造形の規範となっているもの 三 再現することが容易でないもの <p>重要文化的景観: (平成17年3月28日文部省告示第47号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの <ul style="list-style-type: none"> 一)水田・畑地などの農耕に関する景観地 二)茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地 三)用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地 四)漁穫いしかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地 五)ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地 六)鶴山・探石場・工場跡などの採掘・製造に関する景観地 七)道・広場などの流通・往来に関する景観地 八)垣根・屋敷林などの居住に関する景観地 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの <p>重要伝統的建造物群保存地区: 伝統的建造群保存地区を形成している区域のうち、次の各号の一に該当するもの(昭和50年11月20日文部省告示第157号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一)伝統的建造群が全体として意匠的に優秀なもの 二)伝統的建造群及び地割りがよく旧態を保持しているもの 三)伝統的建造群及びその周囲の環境が地域の特色を顕著に示しているもの
--	--

大正時代に至り、文明開化によって荒廃した自然を保護するため、三好学等による天然記念物保存運動を契機とし、1919（大正8）年に史蹟名勝天然記念物保存法が制定された。この時、徳川頼倫は「交通機関の完備を致す必要もございませうし、興業上の設備を致す必要もございます。〈中略〉史蹟なり名勝なり、天然記念物なりに注意を致して参らなければ、単に其事業のみに偏しまして、国土全体の完備したる発達を遂げることを得ないのでございます」と述べている（徳川1918）。同法において、天然記念物には、樹木だけでなく、群落や「天然保存地域」という要目が設けられ、一定地域を保存する方策を示した。また、江戸時代の旅行ブームや出版物の増加によって、植林された場所や、伝承、事件、人物と結び付けられた自然が観光名所として著名になり、同法においては、これらを名勝として文化財に含めており、「人類と関わりのある自然」という視点は、世界的に先駆を成すものとして評価される。

その第1号として、太東海浜植物群落（千葉/天然記念物）が指定された他〈写真2〉、三好学等によって「小金井櫻樹保護に関する意見書」などが提出され、小金井（サクラ）（東京/江戸/名勝）の保護事業が東京市によって実施された。（東京市公園課 1926）。その後、平城宮跡（奈良/奈良/特別史跡）等も指定を受け、新設した道に対して張芝を施した他、指定地の境界線において200m毎、イチョウを一塊りにして植栽し、ランドマークとして保存を図っている（高瀬 1995）。ただし、地下遺構という考え方自体が存在しない時代の整備であり、その保存を意図した訳ではない。

1928年頃には、「供木運動」が起り、日光の杉並木（日光杉並木街道附並木寄進碑：栃木/江戸/特別史跡・特別天然記念物）も危機に瀕したが、同法や東照宮、地元有志の努力により保存されることとなった（鈴木 1990）。この他、1934年の台風によって京都が被災し、京都風致復興會という半官半民の組織が社寺庭園における倒折木の調査や植栽が成された（久恒 1956）。

2-2) 文化財保護法の成立

1950年、古社寺保存法、史蹟名勝天然記念物保存法、国宝保存法を統合し、文化財保護法が制定され、名勝の指定基準も「著名さ」から風致上の優秀さや鑑賞や学術的価値に変更された。天然記念物の指定基準も学術的価値に置かれている。指定制度を継承しつつ、「保存」に加え、「活用」する概念が新たに盛り込まれたことが特筆される。和田勝彦は、「保存とは、従来われわれの祖先が護り伝えてきたものをここに至って亡ぼすことのないよう、十分の配慮をもって維持管理することであり、活用とは、それらのものをただ収蔵・放置するのみでなく、保存に支障のない手法をもって、現代の国民に公開する等の措置を講じ、その有する価値を新しい文化の創造、文化的向上のために発揮させること」と定義し（和田 1979）、特にこの概念は、今日的な史跡整備において唯一の法的根拠とされる。更に「保存」のための「復旧」を銘記し、この中には天然記念物の給餌、人工増殖、植栽による育成促進、生育環境の回復が含まれている。

同法の下、徐々に防災対策が進められ、1952年には春日大社の境内林^{註5}（春日大社境内：奈良/奈良/史跡）や大神神社の境内林（大神神社境内：奈良/—/史跡）に倒木防止施設を設置している（文化財保護委員会 1960）。また、同年に整備された登呂遺跡（静岡/弥生/特別史跡）は、「見学者に対してどの様に見せるか」という「活用」的配慮が成された初めての事例であり、住居跡に土と芝で被覆して遺構の保存を図り、森林跡の推定地域には当時生育していたと考えられる樹木を植栽している（前掲、高瀬 1995）・（中野 2000）。



写真2：太東海浜植物群落／2005年
天然記念物・基準：植5
イソギクと注意札

2-3) 「環境整備」の導入

我が国では、地下遺構しか残存していないことが多く、現状を凍結して「保存」するだけでは来場者に対して意義を伝えにくいという欠点が存在していた。ところが高度経済成長期に至り、土地の公有化が困難な状況に陥ったため、史跡の意義を伝え、社会的に還元する形が模索されるようになる。文化財保護委員会は、昭和四十年度予算概算要求に「史跡公園造成費」を提出したものの、一般的な公園事業を扱う建設省との関連から名目が変更され「史跡等環境整備費」として決定された（安原 1968、1979）。ここで新たに、「活用」を目的とした「環境整備」の概念が登場する。この「環境整備」とは、遺構の「保存」を図りつつ、来場者に対して正確な情報提供や見学のための快適な空間づくりを目的としており、具体的には、視覚的理験を促すために歴史的建造物等が復元され、ガイダンス施設、便益施設が併設されることとなつた。植物に関しても、文化財としての植物保存や造園としてだけでなく、行政措置としての根拠をもつて、見学環境の「保全」や「植生復元」等の形で関わりを持つようになる。

1962年度から始められた平城宮跡の整備では、前掲の張芝工法を受け継ぎつつ、内裏地区においては、基壇に円柱形に剪定したツゲを植栽し、柱を表現するという手法が登場した（前掲、高瀬 1995）〈写真3〉。基壇のみを復原し植栽を加える手法は、同時期に整備された百済寺跡（大阪/奈良/特別史跡）等にも見受けられる。



写真3：平城宮跡／2004年
特別史跡・基準：史2
内裏地区的ツゲによる修景植栽

2-4) 面的拡大と自然保護行政との連携

史蹟名勝天然記念物保存法第四築を受け継ぎ、文化財保護法第45条と128条では、重要文化財や史跡、名勝、天然記念物の「環境保全地域」を規定し、保存のために一定行為の規制や禁止、施設の設置を定めている。しかしながら、この条項は防災的環境保全を意図し、周辺環境を文化財の一部として捉えたものではなく、現在まで一度の適用例もないとされる（益田 2005）。故に、東京や大阪の人口集中の余波を受けた京都や奈良、鎌倉といった古都の広域的開発に対しては有効性を示さなかつた。そこで、1966年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が公布され、歴史的風土保存区域と同保存地区を指定することで、「点」の保存から都市全体に及ぶ「面」的保存への拡大が図られた。

この様な状況を受け、1975年には文化財保護法にも重要伝統的建造物群保存地区が新たに加わり、市町村の申し出に基づき、自治体の定める伝統的建造物群保存地区の中から、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」が重要伝統的建造物群保存地区として選定することが定められた。学術的価値以外に周辺環境や風致の一部として、植物が参

画することとなった。ただし、法規における周辺環境の保存制度は改変されておらず、都市計画法の風致地区、建築基準法の美観地区、「首都圏近郊緑地保全法」や「近畿圏の保存区域の整備に関する法律」にみられる近郊緑地特別保存地区、その他の自治体で定める条例によって、周辺環境保全に対しては地区毎に取り組んでいるのが現状である。

一方、国土開発に対応した自然環境保全を担うべく、1971年に環境庁が創設され、その翌年には自然環境保全法が制定されている。天然記念物の保護増殖等は、1975年には一部の事業が環境庁に一元化された。時代は少々遡るが補足までに述べておくと、国立公園法（1957年の自然公園法成立をもって廃止）は優れた自然の風景地を保護し、利用の増進を図ることを定めており、自然名勝の趣旨とも一部重複がみられた。そのため、国立公園に保存を任せ、庭園を除く名勝の指定が控えられた結果、文化財保護法における新たな指定件数が減少している。このような、自然環境の保護区と史跡整備が重なる事例も現れ、行政間の連携も必要となつた。史跡整備を理由として保安林指定が解除された事例は、八王子城跡（東京/安土桃山/史跡）をもつて最初とされ（八王子市教育委員会 1992）、1980年8月の官報第438号によつて告示されている（写真4）。



写真4：八王子城跡／2005年
史跡・基準：史2
古道と橋、および周囲の山林

2-5) 今日的状況

今日では、史跡を取り巻く環境はより多元的化し、都市計画や都市緑化と密接な関わりを持つ。2004年には景観保全に関する基本法として、国土交通省、農林水産省、環境省共管の下に景観法が制定され、同法では、建造物のみならず景観形成に不可欠な樹木を景観重要樹木として規定している。更に、2005年には文化財保護法にも重要文化的景観の項目が加えられた。重要文化的景観は「地域における人々の生活又は生業及び当該風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（法第2条第1項第五号）」と定義され、「景観法に規定される景観計画区域や景観地区にある文化的景観の内、保存計画の策定、条例による保護措置など条件を備えたものの中から、都道府県または市町村の申し出に基づき、特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観に選定する（法第134条第1項）」ものである（河村 2005）。自然名勝や天然記念物は学術上、風致上の価値判断に基づいており、農業、林業、水産業といった第一次産業が生み出した景観が文化財的意義を持つこととなつた。本年11月には、「近江八幡の水郷」（滋賀/安土桃山/重要文化的景観）が選定され、目下千葉県大山千



写真5：大山千枚田／2005年
重要文化的景観への選定準備段階

枚田等の8件が選定に向けて準備中である〈写真5〉。

伝統的建造物群保存地区や文化的景観によって、国が一方的に行う整備から、地方自治体や市民が担い手となる整備へと徐々に転換しつつある。「活用」が推し進められ、地域住民や来場者誘致の施策などが顕著になり、市民オーナー制や整備・維持・管理への住民参加、体験学習プログラム、各種イベント等が実施されている。

以上のように、文化財に認められる植物が拡大し、都市アメニティや緑地確保等、整備において果たす役割も広範になった。次章では、それらの技術的側面を整理することとする。

3. 史跡整備における植物関連技術

前述の如く、今日では文化財の中に含まれる植物は多様であり、本項では〈表1〉に示した指定要目と植物の関わりを逐一説明することは避け、整備で対象となる植物に関し、技術的側面からのアプローチを試みる。

先頃、文化庁は総論編・資料編、計画編、技術編、事例編から成る『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』(以下、『てびき』、乃至は『てびき－技術編－』とする)を著した(文化庁文化財部記念物課 2005)。本書では、整備に関わる全ての技術を「保存のための技術」と「活用のための技術」に大別し、その下に中項目、小項目を置いている。〈表2〉は小項目に表れた植物に関わる整備技術を抜き出したものである。本書の性格から、掲載されている諸技術は指定された範囲内での所作に限られていることが前提となるものの、これまでの史跡整備における植物の扱いを概観する上で都合が良い。そこで、以下では〈表2〉に沿って各技術の解説を加える。

ただし、これまでの整備は建造物関連の史跡が大多数を占め、同書にも紙片が割かれているものの、材料としての植物や、植生・植物の保存・活用という面では必ずしも網羅されている訳ではない。更には、植物という視点から特記すべき項目もあるため、表の項目には拙著が若干の補足を加えている。また、大項目と中項目は植物に限らず、史跡の整備手法全般に関わる用語であり、かつ行政用語としての側面も存在することから、本章1項において定義および解説を加えた後、植物関連の諸技術を提示していくこととする。

表2：史跡整備の技術と植物の関わり 文化庁文化財部記念物課(2005)を参考とし、※の項目を補った。

保存に 関わる 技術	保存のための管理に 関わる技術	保存・管理	除草等、保護柵・塀い、注意札、※文化財植物への保護柵
	防災	法面緑化、防風帯(樹木による高垣)、避雷針、森林火災に対する貯水槽、文化財植物に対する病害虫の防除、※枯死樹木の伐採、※倒木防止設備	
樹木に 関わる 技術	造構保存	根茎の影響に関する防止措置、地表面保護、※文化財植物の保存修理(施肥、樹勢回復、樹冠域内の保全、樹根生育域の土壤改良及び流亡防止、踏圧防止、接ぎ木、植栽、伐採等)	
	修復	古墳及び横穴墓(墳丘上の樹木の取り扱い)、土壠(盛土表面への植栽)、道(伐開・除根)、庭園(植栽・植生の取り扱い)	
活用に 関わる 技術	環境基盤の整備に 関わる技術	地盤整備	盛土造成
	修景	遮蔽・遮断・隠・隠・遮断等の空間構成の表現における修景、造構表現に關わる修景	
技術	環境保全	保全、林相改良(古環境復元・潜在的植生の顯在化・里山づくり・遮蔽等)	
	遺構部の表現に 関わる技術	植生復元(1次植生・2次植生・耕作地及び庭園等)	
技術	遺構の表現に 関わる技術	造構の表現	※該当無し
	解説・展示	※植物名の表示、※復元根拠の提示、※復元模型	
公開に 関わる技術	管理・運営及び活用に 関わる技術	公開・活用	便益施設(緑陰)、※学習プログラム・イベント及びその施設
	管理・運営	※維持・管理及びその施設、※事後調査	

3-1) 用語の定義

『てびき-技術編-』は整備に関する技術を、まず「保存に関する技術」と「活用に関する技術」に大別していることは先に述べたが、「保存」と「活用」に関しては、文化庁の定義として前掲した和田の定義に準じることとした。また、本項において以下に掲げる括弧内の文言は、すべて『てびき-技術編-』から引用したものである。

「保存に関する技術」の内、「保存のための管理に関わる技術」を「史跡等を保存し次世代へと伝えていく上で必要となる種々の管理のための行為及び施設の設置を行うこと」と定義し、「保存・管理」と「防災」の項目が掲げており、「復旧に関わる技術」を「棄損・衰亡等を起こしている（或いは起こす可能性がある）場合、それ以前の状態に戻すこと」と定義し、「遺構保存」と「修復」の項目を掲げている。

「遺構保存」の定義としては、「遺構の劣化及び風化、破損が進行する速度を抑制したり、現状以上に劣化及び風化、破損の進行を防止したりすることを目的として、遺構そのものに対して実施する「保存処理」と、遺構がき損又は衰亡している場合にその進行を防止することを目的として遺構を取り巻く環境を改善し、保存上の諸条件を整える「保存環境の改善」の2つがある」と記されている。「修復」の定義としては「修理と復旧又は復元の用語を合体させたもので、劣化及び風化、破損している遺構の全体又は部分に対してもとの材料及び工法を用いて復旧（修理）を行う「保存修理」と欠失又は価値の低下が認められる遺構の部分に対して復旧（修理）を行う「復元修理」から成る。「保存修理」は広く「復元修理」を含むとともに、周囲に残存する遺構の意匠・材料・工法を充分考慮しつつ、遺構全体の構造を確保及びおさまりのために整備することも含む」と記載されている。

また同書では、「保存に関する技術」は施設設置といった史跡には直接触れることのない間接的措置であり、「復旧に関わる技術」は史跡を直接取り扱う措置であると説明している。これら的内容を精査すると、「保存・管理」、「遺構保存」、「修復」は、史跡自体に保存を必要とする何らかの要因がある場合に成される措置であり、「防災」のみは、災害という外的要因からの防除措置であると解釈される。

「活用に関する技術」としては、「環境基盤の整備に関わる技術」、「遺跡の表現に関わる技術」、「管理・運営及び公開・活用に関わる技術」の三者がある。

「環境基盤の整備に関わる技術」としては、「地盤整備」、「修景」、「環境保全」の3分野を提示している。まず「地盤整備」であるが、定義は特に示されておらず、その目的として「地下に埋蔵された遺跡が外気から受ける悪影響を回避し、その保存状態を良好に保つこと」、および「整備に伴って遺跡の表現施設として設置される建造物及び構造物等の各種施設の基礎構造が地下遺構に与える影響を回避すること」の二者を示している。次いで、「修景」とは「史跡等の空間が持つ各種の効果を高めるために、新たな緑化植物を植栽し、又は既存植生を制御・整備すること」と定義され、「周辺地域から受ける悪影響の緩和」や「緑陰の配置など」によって、「史跡等を活用する上で潤いのある快適な空間を創造すること」、または「法面などの地形維持」や「史跡等がもともと持っていた空

間分節、又は遺構の位置、形態、規模、構造等を表現することなど」が目的となる。「環境保全」に関する定義と目的を一本化して説明しており、「史跡等の指定地の周辺地域に存在する樹林地等については、指摘等の指定地の望ましい保存と活用にも深く関係するものであることから、その植生又は林相の適切な改善に関する整備を行い、史跡等の環境を保全することが必要となる」と記している。

「遺跡の表現に関わる技術」としては、「遺跡空間の表現」、「遺跡の表現」、「管理・運営及び公開・活用」の三者があり、これらについては定義を先に示すこととする。まず「遺跡空間の表現」とは、「史跡等が立地する当時の地形及び空間利用の在り方、あるいは史跡等を取り巻く自然環境の状態を表現すること」とされる。次に「遺跡の表現」とは、「遺構を現位置において露出展示することをはじめ、遺構に関する各種の情報を遺構直上の盛土造成面において2次元的、3次元的に表現すること」とされる。「管理・運営及び公開・活用」は、「来訪者の史跡への理解に欠かすことのできない情報のみならず、「遺跡の表現」に対する理解を助ける上で補助的に必要となる情報を提供すること」とされる。

「環境基盤の整備に関わる技術」と「遺跡の表現に関わる技術」の相違点に関し、筆者は「活用」に関する技術であることや他の技術との兼ね合いから、前者は概ね来場者や地域住民にとっての望ましい環境を維持・創出すること主目的とし、後者は来場者に対して正しい理解を促すため、史跡の本質的価値を分かり易く示すことを主目的としているものと解釈した。また、「修景」上の表現に用いられる植栽と「遺跡の表現」に用いられる植栽との相違点に関し、前者は柵や柱、通路といった本来の材質の代替として植物が利用されているものであり、筆者は間接的な表現と捉えている。逆に後者は、往時の植生や植栽を現代の植物によって直接的に表現しているものと解釈している。

「管理・運営及び公開・活用に関わる技術」に関し、「管理・運営」と「公開・活用」の両者について定義を示す。「管理・運営」とは、「史跡等を広く来訪者に開放し、来場者が史跡等の本質的価値を学習できるようにするための施設をはじめ、史跡等を見学するために必要となる施設等を設置すること」であり、「公開・活用」とは、「整備した区域及び施設の適切な維持管理と運営を目的として、施設を設置すること」と記されている。

更に、「史跡」、「遺跡」、「遺構」に関する同書の用法を示しておく。まず「史跡」とは、(表1)の定義内容に沿うものである。次に「遺跡」は「土地と一体となっているもの」であり、この要素として「遺構」、「出土遺物」、「遺構と出土遺物の二者と直接的な関係を有する空間（景観）」が含まれられている。「遺構」には、「地上に表出している諸要素」と「地下に埋蔵されている諸要素」が挙げられている。

なお、『てびき』は文化財としての植物を「史跡等の本質的価値を構成する樹木等」と表現しているが、煩雑であるため「文化財植物」と仮称することとする。この内には、一部の天然記念物や自然名勝など、人為と関わりなく成立するものと、人為との関わりの中で形成してきたものがある。前者には原始林や湿原等が、後者には里山や並木、社叢、名木等が挙げられる。

3-2) 保存のための管理に関する技術

i) 保存・管理

「除草」は、保存・管理上、悪影響を及ぼす草本等を除去する技術である。「注意札」は、「花、手折ルベカラズ」といった保護を喚起するものであり、前掲の〈写真2〉を参照されたい。「保護柵・囲い」を、「文化財植物」に対して設置することについては論を要さないであろうが、他の要素を保存するために「保護柵」の材料として植物を用いる場合も有り得る。

ii) 防災

「法面緑化」は、法面に芝を張るなどして、土砂崩れや地滑り等の災害を防ぐものである。高木や植生にあっては、落雷や森林火災に見舞われることもあり、「避雷設備」や貯水槽などの「防火設備」が設置される。度重なる火災に見舞われた大善寺（大善寺本堂：山梨/奈良/国宝建造物）では、山林に防火帯が設置されている。「防風帯」は、風害に対する高垣の材料として植物を用いる場合である。また、「文化財植物」に関しては病虫害に感染する恐れがあるため、防除措置なども防災技術の内に含められている。防雪措置としては「雪吊り」等が挙げられる。〈写真6〉は小石川後楽園（東京/江戸/特別史跡・特別名勝）の内庭であり、写真右側にある円錐形の囲いが同防雪措置である。

その他、「文化財植物」であるか否かに関わらず、枯死や風害等によって倒木し、他の要素を棄損する恐れがあるため、「枯死樹木の伐採」や「倒木防止措置」が用いられる。1998年の台風7号では150棟の建造物が被害を受けており、翌年には環境整備事業の一環として、樹木診断、伐採、枝払い、支持材設置、樹清回復等が行われている文化庁（2001）。一方で、建物とともに風致を形成している場合など、安易な樹木の伐採は手控えねばならない。

3-3) 復旧に関する技術

i) 遺構保存

「根系の影響に対する防止措置」は、地下遺構に対して根系の影響を除くものであり、「地表面保護」は、地被植物を用いて遺構保存を図るものである。天然記念物の場合は、樹体そのものが指定されていることが多いが、「文化財植物の保存修理」には生育環境の維持なども含まれる。施肥、樹勢回復、樹冠域内の保全、樹根生育域の土壤改良及び流亡防止、踏圧防止、接ぎ木、植栽、伐採等によって保存を図るものである。

ii) 修復

同書では、「修復」の対象として地上遺構を掲げており^{註6}、植物に関する記述があるものは「古墳・



写真6：小石川後楽園／2006年
特別史跡・特別名勝・基準：史8,名1
内庭における「雪吊り」と背景の東京ドーム

横穴墓」、「土壙及び堀」、「道」、「庭園」である。

「古墳・横穴墓」に関し、葺石を伴わない場合は、地被植物で被覆して保存を図る。樹木が繁茂し、地下遺構への影響が懸念される場合は、伐採し、必要に応じて除根まで行われる。ただし、周囲の樹木に対して、埋葬施設内の温湿度調整やまとまった緑地としての効果を期待する場合もあり、伐採に関しては総合的な判断が求められる。概して、伐採の上、外観を復元する手法と現状を維持する手法に大別されるが、ナガレ山古墳（奈良/古墳/史跡）は、その二者を半々で施工した事例として著名であり、野毛大塚古墳（東京/古墳）では、既存樹の維持、芝やササによる法面緑化、葺石による復元の三者が見受けられる（写真7）。

「土壙」に盛り土した場合には、「古墳」同様に地被植物で被覆して保存が図られる。また、「道」に対して「修復」を必要とする場合は、概して使用されなくなり、樹木が繁茂していることが多い。そのため、伐開や除根が成される。

「庭園」は、植栽・植生自体が芸術上、鑑賞上、学術上の価値を構成し、木本類・草本類・地衣類といった種類の別、整形木・刈込・生垣といった形態の別がある他、大名庭園のように自然植生や2次林を備えているなど、その扱いには特別な検討を要する。主景木や生垣に関し、不適切なものは剪定、伐採、枝抜き、植え替え等が成される。大木を伐採し、周囲に急激な環境変化を与える場合には、後継木や林床植物を育成するなど準備が必要となる。また、近景・中景・遠景の鑑賞視点に立ち、成長を見越して、短期的・中期的・長期的視点の下に樹勢や樹種を管理し、育成の促進と抑制が図られる。

都立公園の中には文化財に指定を受けている庭園が8件含まれており、先頃、旧古川庭園（東京/大正/名勝）が追加された。1985年から「庭園ルネサンス」として、文化財庭園の調査・修復が成されており、小石川後楽園の内庭や浜離宮庭園（旧浜離宮庭園：東京/江戸/特別史跡・特別名勝）の庚申堂鴨場が対象となった。前者の事例では、護岸を崩している樹木、過密になりすぎた樹木、構成上不適当な樹木を対象として、以下の基本方針に基づき、移植と伐採が行われた（佐々木 1995）（前掲、写真6）。

- ・護岸を崩す、或いはその恐れのある樹木が対象
- ・実生樹木、構成上不要な樹木、技術的に移植不可能な樹木の伐採と除根
- ・マツ、モミジ等、庭園景観上必要な樹木の移植
- ・内庭の構成上は不要であるが、庭園樹木として再利用可能なもの移植
- ・庭園景観上必要とされた残置樹木の剪定
- ・人力による移植・伐採作業、他の樹木に影響を与える場合には吊り切り

結果、伐採された高木は63本（イチョウ、モミジ、ムクノキ、サクラ等の21種）であり、低木は130株（アオキ、イヌビワ、ツゲ、ヒサカキ等の12種）である。また、移植された高木は44本



写真7：野毛大塚古墳／2005年
同時にみられる既存樹、張芝、葺石

(モミジ、マツ、モッコク、モチノキ等の16種)であり、低木は52株(サツキ、クチナシ、アセビ等の20種)である。

3-4) 環境基盤の整備に関する技術

i) 地盤整備

「盛り土造成」は植栽に耐え得る地盤を創出するものであり、地下遺構が存在する場合には、先に示した「遺構保存」の技術と関連して用いられる。

ii) 修景

「遮蔽・遮断・緑陰」は、騒音や排ガス、相応しくない景観といった外部からの影響を植物によって遮蔽・遮断するものや、木陰等を創出するものである。加曾利貝塚(千葉/縄文/史跡)では、植栽の復元とは別に貝層觀察施設の周辺に修景樹木を植栽している(写真8)。「遺構空間の表現に関する技術」は、居住域・生産域・墓域などといった史跡における空間利用の差異や史跡スペースと広場スペースの差異等に関し、生け垣状の植物で区画して表現する場合や芝を用いて表現する場合がある。また、「遺構表現に関する技術」は、本来の材質の代替であるが、本稿第2章で掲げた平城京跡内裏地区におけるツゲ植栽が典型であり、特に柱や屏の表現として用いられる(前掲、写真4)。

iii) 環境保全

史跡は人間の集住地域に立地し、周辺には人との関わりの中で成立してきた樹林が存在していることが多く、「環境保全」は、それら既存樹の扱いに関する技術である。

「保全」は、史跡指定地とその周辺に存在し、史跡の環境保全上、あるいは防災上重要な役割を果たしている樹林を対象として、その健全な維持を目的とする技術である。特に、定期的な伐採、枝打ち、林床植物の伐採等が挙げられる。先の八王子城跡では、保安林解除の後、それまで放置されていた樹林が御主殿曲輪や城山山頂といった古道からの眺望を阻害していたことから、間伐整理と下草の除去により、史跡景観の造成が図られた他、雪害や根腐れを起こし倒木の恐れもあるため、遺構を保存する区域では主立ったものを除いて伐採が行われている(前掲、八王子市教育委員会1992)(前掲、写真4)。

「林相改良」は、更に「古環境復元」、「潜在的植栽の顕在化」、「里山づくり」、「遮蔽」等に細別される。「古環境復元」は、史跡の眺望景観にとって意義



写真8: 加曾利貝塚／2005年
史跡・基準: 史1 貝層觀察施設の修景植栽



写真9: 加曾利貝塚／2005年
既存の斜面林と形成された落ち葉

のある樹林として、往時の植生を復元するものである。加曾利貝塚の周辺は往時の自然環境が良く残されており、史跡整備における植栽計画では、現存植生保全地域、復原植生地域、特化植生地域にゾーンニングされ、現存植生保全地域は、そのまま二次林や草地として保全を図る区画とシイ・カシ・ケヤキ林に遷移を図る区画が設けられている（前掲、後藤 1987）（写真9）。なお、特化植生地域とは、貝層断面観察施設や消火栓、駐車場などに関し、遮蔽・修景のためにドウダンツツジ等の植栽を加えた区域であり、3,420本が計上されている（山本 1995）。

逆に「潜在的植生^{註7}の顕在化」は、史跡が存在した時代において改変を受けた植生よりも、自然植生の方に、来場者や地域住民にとっての利用面などにおける意義があると判断された場合において選択される。同書では、「潜在的植生への遷移を尊重し、そこに潜在する自然植生を引き出し優勢化させる視点」の重要性を指摘している。その他、「里山づくり」は、体験学習といった「運営」上のプログラムと併せて成されるものであり、「遮蔽」は、既存樹の整備に対して「修景」的役割を付加するものである。

3-5) 遺跡の表現に関わる技術

i) 遺構空間の表現

「植生復元」の復元対象としては、「自然植生」、人との関わりから生じた「二次植生^{註8}」、人工的植栽空間としての「耕作地・庭園等」が挙げられる。特に理解を促すことを目的とするため、史資料や植物遺体による復元的研究に基づき、樹種構成や規模等、播種、剪定法等、厳密さが要求される。

先に示した加曾利南貝塚の復元植生地域では、貝塚や集落周辺に二次林を想定し、クリ、クヌギ、コナラ等、集落から離れた地点にシイ、カシ等、低地付近にハンノキ、オニグルミ等の合計360本が植栽されている（前掲、山本 1995）。一方、水子貝塚（埼玉/縄文/史跡）では往時の落葉広葉樹林を造成するため、クヌギやコナラ、クリ、トチノキ等、56種、11,092本が植栽された（富士見市教育委員会 1994）（写真10）。富沢遺跡（宮城/旧石器）では埋没林や絶滅種のトミザワトウヒを検出されているが、「仙台市立富沢遺跡保存館・地底の森ミュージアム」の建設に際しては、それに変わるものとして、北海道から移植されたアカエゾマツ等によって氷河時代の自然植生が再現されている（仙台市文化財課・他 1996）（写真11）。



写真10：水子貝塚／2005年
史跡・基準：史1 植生復元と学習広場の緑陰

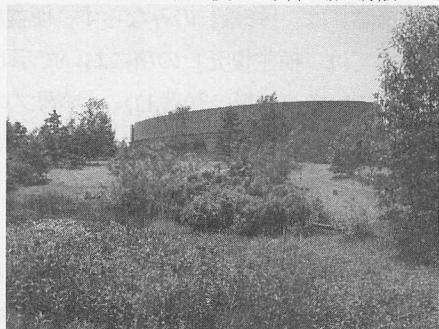


写真11：地底の森ミュージアム／2005年
“氷河時代の森”と富沢遺跡保存館

発掘された庭園に植栽を復原する場合には、樹種、位置、規模の推定や、造園上必要となる植栽との区別が厳密に求められる（今野 2005）。平城宮跡東院庭園（前掲、平城宮跡内）や平城京左京三条二坊宮跡庭園（奈良/奈良/特別史跡・特別名勝）では、検出された花粉や種子、および絵画資料の分析により、往時の庭園植栽が復元されている。後者の事例では、復元植栽としてはクロマツとウメが選定され、これらは遺構保存の観点から、盛り土、張芝の上に植えられている。特に、クロマツは岬部分からの検出が顕著であることから、同地点に植栽されている（写真 12）。更に、市街化した眺望を遮蔽し、庭園の景観を調整するため、奈良盆地の古環境を構成していた種によって修景植栽（（写真 12）、板塀後方）が加えられた（安原 1986）。

ii) 遺構の表現

『てびき』では、植物に関連する遺構の表現に関し、特に該当する技術を掲げていない。

iii) 解説・展示

「植物名の表示」は、植物名を記したプレートを設置するものであり、植物園や一般的な公園においても見受けられる。「復元根拠の提示」は、植物遺体や文献資料、絵画資料を解説板やガイダンス施設内で提示するものであり、東院庭園に復元された西建物内では、植栽の復元根拠とされた出土種子と『年中行事絵巻』の一場面がパネルによって展示されている。尚、「復元模型」は、実物で復元し得なかった植生の有り様、あるいは鳥瞰的視座を補うものである。

3-6) 管理・運営及び活用・公開に関する技術

i) 公開・活用

「緑陰」は、「修景」のみならず「便益施設」として、休憩場所などに配される。水子貝塚の事例については「植生復元」の項において示したが、学習設備付近においては緑陰を形成する役割をも果たしている（前掲、写真 11）。「学習プログラムやイベント」は、「環境保全」された樹林や「植生復元」された耕作地等をフィールドとして行われるものである。イベントとしては、ライトアップによる夜間の見学・鑑賞、公開としては、ホームページによる開花情報の提示などが含まれ、これらに関する設備・施設が設けられる。

また、1994 年度からは、国庫補助による天然記念物活用事業（天然記念物エコ・ミュージアム事業）が開始された。本事業は、天然記念物の行為制限による保存が図られた結果、指定後の不充分な管理や「触れてはならないもの」という認識から地域住民との距離を作ってしまったという反省に基づき、地域の貴重な財産としての理解を促し、環境教育や生涯教育の場として「活用」するこ



写真 12：平城京跡宮跡庭園／2004 年
特別史跡・特別名勝・基準：史 2/8,名 1
クロマツ・ウメの復元と背後の修景植栽

とによる「保存」を目的としている。池田啓は、この点を「地域づくりの考え方として用いられるエコミュージアムの理念に通じる」とし、「整備活用を構想する場合、天然記念物に限定することなく、周辺の自然環境も考慮に入れ、さらに地域の文化とも有機的に結び付けたコンセプトが求められる」とした（池田 1997）。特に植物と関わりの深いものとしては、「杉の沢の沢スギ」（富山/天然記念物）の沢スギ自然館（天野 1997）、長走風穴高山植物群落（秋田/天然記念物）の大館市立長走風穴館の事業が挙げられる（長走風穴高山植物群落調査会 1993）。

ii) 管理・運営

「文化財植物の運営」に関して、緑地の乏しい都市部において史跡整備に緑地確保を期待し、まちづくりの中で多元的に活用することが模索されている（平嶋 1998）。武蔵国分寺跡（東京/奈良/史跡）の整備は、国分寺市の長期総合計画の中でもちづくりの一部に位置付けられた。現在、国分尼寺地区は整備を終え、僧寺地区については計画段階にある。活用的配慮としては、一部に緑地広場が設けられる他、市民協働の史跡整備を図るために、植栽の維持管理に地域住民を登用する等が模索されている（国分寺市教育委員会教育部ふるさと文化財課 1991）。徳川家によって造成された浜離宮庭園や小石川後楽園は、東京都によって運営され、公共性を重視した都民に親しまれる庭園として、先に示したライトアップや小学生による田植え事業等が展開されている（中島 1998）。また、資金的側面を補うものとして、奈良県明日香村の棚田や日光杉並木におけるオーナー制などの事例が挙げられる。

尚、運営に際して、植物を扱う場合は景観の維持や環境汚染が懸念されるため、整備事業の報告は元より、事後調査や経過報告は特に重要である。「地底の森ミュージアム」や（永松・他 2002）、（長田 2003・2005）、加曽利貝塚博物館（小滝 1988）、大館市立長走風穴館では（渡辺 2001）、整備後の植生調査を報告している。

4.まとめ

以上を概観すると言及すべき点は多々存在するが、以下の5点に絞って所見を述べる。

1点目として、黎明期より植栽の手法が導入され、「環境整備」によって来場者を意図した整備が植物にも適用されるようになったため、これらが多義的になったことである。

2点目に、文化財の概念や面的規模が拡大し、景観の一部や、生業空間の一部のように、史跡内部や隣接地に存在する植物なども、文化財としての射程に捉えられるようになってきたことである。もとより、天然記念物には12の要目が定められている他、自然名勝や庭園植栽のように文化財としての植物は多様な在り方をしているが、重要伝統的建造物群の「景観と一体となる環境」や重要文化的景観の生業フィールドとしての役割が新たに加わることとなった。

3点目に、都市部におけるアメニティや緑地確保など、それ自体の文化財的意義は希薄であるものの、史跡を取り巻く周辺の植物に対しても多くの役割を期待されるようになったことである。ただし、前掲した徳川の言にも見受けられるように、都市開発、自然保護、文化財保護を同時に推進していく必要性はかねてから指摘されており、理念に対して運用面での遅れを指摘することがで

きる。

4点目に、史跡を取り巻く植物は、文化財としての在り方や整備における目途や技術面での多様化を指摘し得る。ただし、文化庁の『てびき』に沿って植物に関する技術の概要を示したが、同書は「史跡等」と銘打たれているように、主として史跡を対象としており、また、整備事例の大多数は圧倒的に「史跡」が占めている。そのため、名勝や天然記念物、重要伝統的建造物群などに関しては充分な紙片が割かれている訳ではなく、更に、「史跡」として指定された範囲内での造作であるため、局所的な技術については詳細であるが、複数県にまたがるような広域的な植生については具体的な論に乏しい。

5点目に、適宜、典型となる事例を掲げたが、実際には一つの史跡において複数の技術が用いられており、複数の技術を一体化して施工されることが多い。広域的な植生の復元を図る一方で、遺構周辺に生け垣を巡らしているといった技術の組み合わせや、当該時代に一般的な種から遮蔽、目隠しに供する樹木を選定するという事例は多々見受けられる。森林を例に取れば、現代の来場者が史跡を見学する「環境基盤」であり、集落遺跡の生業フィールドや景観などのように「史跡表現」の一部であり、学習プログラムを実践する場合には「体験学習施設」としての側面を備えることとなる。

5. 考察・植栽等整備の問題点と展望

5-1) 自然保護や住民生活、およびそれらの両立

わが国では「郷土保存」の理念に基づき、制度面において文化財保護と自然保護は同時に発展しており、都市部などでは共通の基盤で推し進められてきた。しかし、自然保護と、整備という人間にとっての利活用とは別次元の行為として扱うべき事例も多い。本来、天然記念物の保存は、現代ほど環境問題が深刻でない時代に成立したものであり、生態系そのものを保存する「天然保護区域」に関しても、目下23件が指定されているに過ぎない。更に、文化財保護法は学術上の価値に基づいて指定を掛け、現状変更の規制によって保存を図るものであるが、植物は時間の経過によって変化し、周辺環境の変化による影響を受けやすいため、制度的な限界が存在する。他方、自然環境保全法や自然公園法なども、国土開発といった自然の利用規定であり、決して保護のための法律ではない。高山植物や湿原の植物などは、概して人為的影響に弱く、観光地化されたことによって、オーバーユースや道路開発、ゴミ、屎尿処理といった問題に直面している事例も存在する。自然の中にも、自家用車や空調設備といった都市同様の「快適さ」を持ち込むことは、「活用」本来の趣旨からも逸脱するものと考察される。

加えて、他所から植物を移植することによって、郷土種保存の問題も深刻である。「植生復元」によって、正確な情報提供を試みているつもりが、郷土の遺伝子情報を失っていく結果にも繋がり得る。植物の来歴を記載している報告書は皆無に等しく、これらの情報は銘記されるべきであろう。また、遺伝子情報を100%残していくことは、技術的に不可能とされるが、事後のモニタリングや、整備を見越して郷土種の苗木を育成していくこと、人との関わりの度合いに応じて保全レベルを設

定することも必要である（大野 2001）。

一方で、里山、屋敷林や棚田、段々畑等の生活に密着した自然景観などは、地域住民による維持が不可欠であるが、過疎化や高齢化の影響を受け、質の低下が懸念されている（荒井 2001）また、住民にとっては生業の場でもあり、一方的な規制や見学の範囲をどこまで許容するかといった問題の報告もある。白神山地では、世界遺産認定直後から、所轄官林局による入山規制が成され、地域住民の山菜やキノコの採取、クマ撃ちといった生業フィールドが奪われることとなった（根深 2005）。担い手の理解が得られない整備では、結局の所、「保存・活用」を全うすることできない。

これらの根底には、現状変更の規制といった「保存」制度上の問題点だけでなく、「活用」するとの難しさが存在する。生物を扱うが故に、植物や生業を「保存」し、時には両立させねばならない事態も起こり得る。従って、生業体系や住民意識の調査・研究し、自然の「保護」と「活用」、地域住民と行政、その調整を図る機関が必要であろう。

5-2) 修復・復元上の真実性 (authenticity^{註9}) の担保

造園材として植物は、もともと審美的効果、建築的・工学的・気候調整的機能を有し、造園材として利用されるとき、審美的効果には憩いなどの心的役割を、建築的・工学的機能には遮蔽や緩衝といった役割を備えている。「良好な環境の維持・創出」を目的とする技術と「正しい理解を促すため」に成される「植生復元」を一体化し、「植生復元」や植生の「復旧」に造園材としての効果を期待することが多い。修景植栽や付加価値としての花見所、花壇には、植栽した根拠を提示している事例は無いに等しい。しかし、「史跡」の整備であるならば、時代性や地域性との関わりに注意が払われるべきであり、根拠や施工目的を明確化する必要があろう。既存樹を保存した場合においても、それらが史跡の時代と合致するとは限らず、張芝や垣、花壇等は当たり前のように設置されている。入念な研究により、復元植栽に慎重な立場をとったとしても、修景植栽によって誤解を招いたのでは本末転倒である。我が国の造園史においては、維持管理や生け垣等、技術的な伝統が存在する飛田（2002）。復元に際しては、「真実性」を担保するためにも史跡の性格や時代性に対する配慮も求められる。

5-3) 活用試案展開の必要性

古環境の研究には絵画や文献だけでなく、花粉や種子等、自然堆積物の分析が用いられるが、これらの標本は文化財保護法の範疇になく、故に保管や公開の義務を負うものではない。また、通常の考古資料とは異なり、発掘調査主体から離れた場所で分析、保管される場合もある。この状況に対して植生史研究会では、所在の不明、保管方法の非統一や破損、調査主体の飽和した収蔵スペース、非公開といった問題点が掲げら



写真13 : Page Museum／1996
"fish bowl" laboratory 内の公開

れ、展望として、他の文化財と同一の場所での保管、一般にも分かり易い試料データの公開、教育現場での活用、そのための場づくり等が提起された（辻 1996）。これら一連の提案は、研究段階のみならず整備段階においても有効性を帶びる。自然堆積物を現地の施設で展示することは、標本の現地性や再現性を確保し、復原根拠の提示にも繋がろう。Los Angeles の George C. Page Museum は、タール・ピット周辺において環境復原が成された自然史系博物館であるが、同館の研究室はガラス張りにされ、化石骨をクリーニングしている様子までも見学させている（写真 13）。通常は見ることができない研究の現場は、人を引きつけるに充分な展示内容と成り得ることを伺わせる事例である。

また標本だけでなく、生活との関わりが深い植生、栽培にあっては、それらの活用を図ることも必要である。後藤和民は野外博物館の機能として、実物による実感教育、現地教育・現地踏査、体験学習、有機的・総合的学习、環境教育を挙げ、更に「各地の自然と文化財を実質的に保存し活用する手段として重要な役割を担うものが、野外博物館と史跡整備である」とした（後藤 1992）。とりわけ、我が国の 9 割は森林地帯であり、7 割は中山間地帯に属している。特定農山村法は^{註 10}、中山間地を地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域と定めているが、このような環境を改変、維持することで生業の場とし、斜面地を利用した棚田の造成や里山を活用などは顕著である。このような、人類と植物の関わりや四季を通じた意匠をテーマとするとき、体験学習の場といった展開に有効性を見出しえる。

生物が材料となる点は他の施工材料と性格を異にし、復原や管理を困難にする一方で、活用試案の展開も見出されよう。「人類と自然の交渉史」等がテーマとなる時、充分な自然環境を構築することによって、体験学習に資することも可能である。佐倉城址公園内の「くらしの植物苑」では、国立歴史民俗博物館が「織る／漉く・食べる・治す・染める・塗る／燃やす・道具をつくる」といった 6 つのテーマを設けた野外展示によって、江戸時代の人々と植物との関わりを提示し、講演会と観察会が定期的に催されている（渡辺 1998）。また、自然光の下で、季節の変化や風の音、鳥の鳴き声等の中で史跡を体感することや、整備した植物から用材や食品等を生産し、触覚や嗅覚、味覚に訴える試みも具現化し得る。これらは一般に対する研究成果の公開の場となり、誌面上の復原では及ばない意義を見出すこともできる。

従来の史跡整備は、ギリギリの指定範囲に止まり、ひとまず史跡を残せただけで満足すべき状況にあった（坪井 1986）。しかし、多くの史跡を訪れてみると、パンフレットなどにおいて「植生を復元した」という文言が見受けられる事例であっても、微弱な植栽であることが少なくない。植物は景観を構成し、気温を調節し、動物を招き、用材や食材を提供するものであり、その「活用」とは、これらの機能を提供することにあろう。また、史跡整備の附加価値として、「サクラの名所」が提案されることも多いが、史跡がその土地固有のものであるならば、植物もまた、その土地や史跡の性格に沿った種が選定されるべきである。

自然環境と人々の関わりに関し、効果的な展示が成されている事例として、移築復原の事例ではあるが、北上市立博物館併設の“みちのく民俗村”が挙げられる。“みちのく民俗村”は、庭や田畠、池、動植物の生態展示等、復元建物以外の施設、設備も充実しているおり、古民家周囲の前庭や裏

庭には、生け垣や畠、花壇が配され、植栽も武家や商家、農家など、それぞれに相応しい種が選定されている。住宅ではヤギが飼育されている他、信仰の対象であった白蛇の展示（本館入口前）、野草観察園、“うさぎの森”といった一画が所々に設けられ、薬草や、渡来植物、ウサギ、カモ等が見受けられる。中でも、池には小魚採取用のタモが設置され、“栗拾いの森”においては採取を認めるなど、古民家周囲の自然環境を体験的活用に供している。

5－4) 長期的計画の必要性

今日的な史跡整備における最大の問題として、小林達雄は一般的な公園整備とは性格を異にし、「史跡」を整備するが故の主体性を備えていない点を指摘した（小林 2001）。植栽は史跡整備の主体性確立を助長していることも有れば、阻害要因とも成り得る。生業の舞台や祭祀空間としての森林は、例え妥当な種から選択されていたとしても、数百本の樹木で表現することは不可能であり、相応のボリュームまでもが復原されている必要がある。

都市における森林の再構築に成功した事例として、明治天皇崩御に伴い1915年から造営された明治神宮内苑を挙げることができる。殆どが草原や農地であった代々木御料地が選定され、数十年掛けて「幽邃森嚴」に相応しい神社林に囲まれた「永遠の杜」を形成することが目標とされた。70haに及ぶ土地に植栽を施すため、喬木45種、灌木35種について献木を募った結果、95,559本が各地から集められている（内田 1992）。植栽計画の中心となった本郷高徳は、風土に適った極相林としてカシ、シイ、クス等の常緑広葉樹林を選択し、3段階の天然更新によってその形成を図った（明治神宮境内総合調査委員会 1980）。維持管理についても当初の規定が継承され、自然な成長と淘汰に任せており、倒木なども基本的には撤去されない。造営から90年が経つ今日、当初の上冠木であったマツ類は殆どが枯死し、先の常緑樹が上冠木となっている所も見受けられ、計画の確かさが概ね実証されている。

神宮内苑の壮大かつ緻密な計画は、現状の史跡整備に最も欠けている「永遠の展望」を備えている。大気汚染や防風を見越して設計され、森林内部は周囲の喧騒とも無縁であり、気温も1～2℃低いという。これらは、史跡としても公園としても中途な現在の整備では及ぶことのないアメニティを創出している。無論、今日の史跡と明治神宮では、多分に事情が異なり、造作の自由が利く指定範囲は史跡の近辺に限られ、多量の植栽樹を献木に期待する訳にもいかない。しかし、史跡が残されてきた時間、これから残されていく時間を想像するとき、従来の整備は余りにも現代の都合に左右され、将来的展望に乏しいことを実感する。「公園」という社会的役目を割り当てられ、その体裁を整えるべく、便益施設があてがわれているようにも見受けられる。多くの事例に「100年の計」を望むのは無理であるが、環境の整備とは本来このようなスパンで考えねばならず、整備事業とは次代に引き継いでいくべきものある。

5－5) 展望

史跡整備において植物を扱うにあたっては、オーセンティシティの担保、自然保護や地域住民と

の調整、長期的視点に立った「保存」、「活用」、「管理」の継承と発展が求められる。そのためには、コアとしての機関・施設を併設していることが望まれる。むしろ、既存の地域博物館こそが、史跡整備の担い手として名乗りをあげるべきことが提言される。

従来の分化科学への偏重に対し、今日では、総合科学の重要性が指摘されつつある。史跡整備とは、自然や人文、さらに細別された学術領域を統合した「総合展示」の手法に位置付けられるものであり、教育活動への貢献が期待される。一方で、史跡整備と植物の関わりには、様々な分野の参画を要し、分化科学としての研究を突き詰められていく必要もあり、総合科学、分化科学の両輪によって史跡整備は推し進められなければならない。

また、規模の大きさや風致、季節感などは実体験に負うところが大きく、屋内の展示表現することが困難である。自然を巧みに利用してきた我が国において、自然と人類の関わりは博物館における一つの重要なテーマと言えよう。即ち、人文系と自然系を融合し、史跡整備という野外のフィールドを備え、内外の展示を連携することによって、博物館の活動範囲は飛躍的に増加するものと思われる（青木・他 1993）。そして、地域そのものをテーマとした総合的な展示によって、地域文化の拠点としての役割を果たしていくことが期待される。

6. おわりに

史跡整備と植物の関わりを検討することによって、新たな博物館の展開を模索した。史跡整備は地域づくり、環境保全などと関わる重要なテーマである。特に、植物という視座からこの問題を論じる時、博物館の参画が望まれる。本稿では、事例的な検討に対して紙片を割くことができなかつたが、自然名勝、天然記念物、文化的景観等の要目や、世界遺産といったマクロな視点をもって更なる検討を加えていかなければならぬ。

本稿を著すにあたり、國學院大学・青木豊教授、小林達雄教授、および（前）平泉町文化財センター長・本澤慎輔氏、国際基督教大学・Marion William Steele 教授には、大変お世話になった。末筆となりましたが、御礼申し上げます。

註および参考文献

註1) 本文中には参考文献が記されていないが、引用されている内容から、ICOMによる1974年時点の定義に依ったものと思われる。

註2) 制度上の「史跡」および「名勝」等の定義については〈表1〉を参照されたい。また国指定文化財を掲げる場合、括弧内に現所在、創建等の時代、現指定要目を示す。一般名勝と現時点での指定名称がそぐわない場合は、括弧内の冒頭に指定名称を加えた。自治体指定の物件や、一部の天然記念物等、人為に依らない物件に関しては時代や指定要目を省略した。また、「保存」や「保護」といった用語については、環境保護上の諸定義も存在するが、基本的には文化財保護上の定義に従うこととする。尚、環境保護等の分野では、「保存」は「何も手を加えないこと」、「保護」は「外圧から守ることや外的要因の排除」、「保全」は「より良い状態に保ち利用すること」、「リハビリテーション」は「再構築すること」と定義される（福嶋 1997）。

註3) キャプションの年号は撮影年を示しており、指定等の基準は〈表1〉を参照されたい。

註4) (前) 平泉町文化財センター長・本澤慎輔氏の御教示による。

註5) 春日大社および大神神社の境内林に関しては、社の創建時代を記す。尚、大神神社のホームページでは、大物主神の創建としているため空欄とした。

<http://www.oomiwa.or.jp/frame/f02.html> 最終アクセス日：2006年3月

註6) 『てびき-技術編-』では、「復旧」の対象として古墳、横穴墓、土壙及び堀、木造建造物、石塔及び石碑等、道、近代の建造物及び工作物、庭園を示している。また、横穴墓は、古墳と別個に扱われており、植物に関する記述はないのであるが、植物に関しては古墳と共通する点も多いため、本稿では一括することとした。

註7) 『てびき-技術編-』では、「潜在的植生」についての定義は成されていないが、生物学事典によれば、「潜在的自然植生」として「ある地域の代償植生を持続させている人為干渉が停止されたとき、今その立地が支えることのできると推定される自然植生」と定義されている（八杉1996）。

註8) 『てびき-技術編-』では、「二次植生」を「一般に、集落跡の周辺に分布し、当時の人々の諸活動及び生活が連続的な関わりを持つことで生成されたもの」と説明している。

註9) 小野健吉は2005年に開催されたシンポジウム「観光考古学」において、推測を含めた修復・復元とその真実性(authenticity)の問題に関し、調査精度の向上、および整備過程や方法等に関する情報共有の必要性を述べている（小野2005）。

註10) 正式名称は、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」である。

青木豊・他（1993）「野外博物館の現状と展望」『國學院雑誌』Vol. 49No. 3 國學院大學綜合企画部 pp. 66～91

天野真（1997）「天然記念物整備活用事業「杉沢の沢スギ」設計者の立場から」『月刊文化財』No. 408 第一法規出版 pp. 41～46

荒井歩（2001）「環境管理の視点からみた中山間地域集落の保存のあり方」『月刊文化財』No. 448 第一法規出版 pp. 34～37

新井重三（1989）「野外博物館総論」『博物館学雑誌』Vol. 14No. 1・2 全日本博物館学会 pp. 21～46

荒木伸介（1986）「毛越寺庭園の発掘調査と復元整備」『月刊文化財』No. 268 第一法規出版 pp. 23～29

荒木伸介（1988）「史跡の整備と活用-毛越寺庭園遺水と曲水宴-」『日本歴史』No. 477 吉川弘文館 pp. 96～105

池田啓（1997）「天然記念物保護の新たな展開-エコ・ミュージアム事業-」『月刊文化財』No. 408 第一法規出版 pp. 24～28

内田方彬（1992）「森はこうしてつくられた-造営の計画と経緯」『大都会に造られた森-明治神宮の森に学ぶ』第一プランニングセンター pp. 27～48

-
- 大野啓一 (2001) 「植生の復元と在来自然の保全」『植生情報』No. 5 植生学会 pp. 45~49
- 長田麻里 (2003) 「氷河の森の植生復元について」『仙台市富沢遺跡保存館研究報告』No. 6 仙台市富沢遺跡保存館 pp. 3~20
- 長田麻里 (2005) 「氷河の森の植生復元について その2-侵入植物-」『仙台市富沢遺跡保存館研究報告』No. 8 仙台市富沢遺跡保存館 pp. 3~6
- 小野健吉 (2005) 「遺跡整備の変化と観光問題」『観光考古学II』国際航業株式会社 pp. 7~8
- 河村裕美 (2005) 「文化的景観の保護」『月刊文化財課文化財』No. 500 第一法規出版 pp. 16~22
- 国分寺市教育委員会教育部ふるさと (1991) 『史跡武藏国分寺跡〈僧寺地区〉新整備基本計画』国分寺市教育委員会
- 小滝一夫 (1988) 「加曽利南貝塚の植物とその生態」『千葉市立加曽利貝塚博物館開館20周年記念特別講座講演集』千葉市立加曽利貝塚博物館 pp. 207~230
- 後藤和民 (1987) 「加曽利貝塚の整備計画」『加曽利貝塚博物館開館20年の歩み-野外博物館をめざして-』千葉市立加曽利貝塚博物館 pp. 79~98
- 後藤和民 (1992) 「史跡整備と野外博物館-千葉市加曽利貝塚の保存・整備を中心として-」『明治大学学芸員養成課程年報 MUSEOLOGIST』No. 7 明治大学学芸員養成課程 pp. 17~42
- 小林達雄 (2001) 「遺跡整備の主体性確立」『公園緑地』Vol. 62 No. 4 日本公園緑地協会 pp. 21~26
- 今野農 (2005) 「庭園植栽の復元・整備に関する研究」『國學院大學博物館學紀要』No. 29 國學院大學博物館學研究室 pp. 83~121
- 斎藤忠 (1974) 『日本考古学史』吉川弘文館
- 佐々木達郎 (1995) 「小石川後楽園内庭の修復」『都市公園』No. 130 東京都公園協会 pp. 40~55
- 鈴木隆俊 (1990) 『日光杉並木街道余話: 戦時中の並木供木問題の経緯』
- 仙台市文化財課・他 (1996) 『仙台市富沢遺跡保存館(地底の森ミュージアム)建設概要』
- 高瀬要一 (1995) 「遺跡復原論」『文化財論叢II』同朋社 pp. 911~927
- 田中哲雄 (1981) 「史跡・名勝の保存修復と整備」『仏教藝術』No. 139 每日新聞社 pp. 111~126
- 辻誠一郎 (1996) 「標本の保存と公開」『植生史研究』Vol. 4 No. 2 植生史研究会 pp. 51~54
- 坪井清足 (1986) 「広域史跡保存の問題点-難波宮跡の保存と活用-」『埋蔵文化財と考古学』平凡社 pp. 412~442
- 東京市公園課 (1926) 『小金井の桜』
- 徳川頼倫 (1918) 「国土美の保全事業」『史蹟名勝天然紀然物』Vol. 2 No. 5 史蹟名勝天然紀然物協会 pp. 1~2
- 中島宏 (1998) 「文化財庭園の利用と管理」『日本庭園学会 公開シンポジウム資料「発掘・調査、復元・整備」』日本庭園学会 pp. 40~48
- 中野宥 (2000) 「史跡整備の現状と課題」『月刊考古学ジャーナル』No. 458 ニュー・サイエンス社 pp. 2~4
- 長走風穴高山植物群落調査会 (1993) 『国指定天然記念物 長走風穴高山植物群落調査報告書』大館

市教育委員会

- 永松大・他 (2002) 「仙台市富沢遺跡における氷河期の植生復元事業-植生学的評価と課題-」『福島大学地域創造』Vol. 13No. 2 福島大学地域創造支援センター pp. 34~38
- 根深誠 (2005) 「白神山地に世界遺産登録がもたらしたものとは」『都市問題』Vol. 96No. 6 (財) 東京市政調査会 pp. 14~19
- 八王子市教育委員会 (1992) 『史跡八王子城跡環境整備事業報告書』
- 久恒秀治 (1956) 「名苑を守る」『芸術新潮』Vol. 7No. 12 新潮社 pp. 258~273
- 飛田範夫 (2002) 『日本庭園の植栽史』京都大学学術出版会
- 平嶋孝 (1998) 「まちづくりに向けての造園コンサルタントの役割」『緑の読本』No. 46 公害対策技術同友会 pp. 10~17
- 福嶋司 (1997) 「東京の自然と天然記念物保護」『文化財の保護』No. 29 東京都教育委員会 pp. 1~10
- 藤田忠彦 (2003) 「花と遺跡公園」『続文化財学論集』第二分冊 文化財学論集刊行会 pp. 1063~1072
- 富士見市教育委員会 (1994) 『史跡水子貝塚環境整備事業報告書』
- 文化庁 (2001) 『文化財保護法五十年史』株式会社ぎょうせい
- 文化庁文化財部記念物課 (2005) 『史跡等整備のてびき-保存と活用のために-I 総論編・資料編・II 計画編・III技術編・IV事例編』同成社
- 文化財保護委員会 (1960) 『文化財保護の歩み』
- 益田兼房 (2005) 「文化遺産の周辺環境保全の新しい課題」『月刊文化財』No. 503 第一法規出版 pp. 34~38
- 明治神宮境内総合調査委員会 (1980) 『明治神宮境内総合調査報告』
- 茂木雅博 (1979) 「博物館相当施設の整備-特に古墳の復原を中心として-」『博物館学雑誌』No. 3・4 全日本博物館学会 pp. 22~31
- 八杉龍一 (1996) 『岩波生物学事典 (第4版)』岩波書店
- 安原啓示 (1968) 「史跡等の「環境整備」について」『日本歴史』No. 243 吉川弘文館 pp. 34~39
- 安原啓示 (1979) 「遺跡の修景的整備」『文化財保護の実務』(上・下) 柏書房株式会社 pp. 751~775
- 安原啓示 (1986) 「植栽復原・地形復原」『特別史跡平城京左京三条二坊宮跡庭園復原整備報告』奈良市教育委員会 pp. 80~83
- 山本勇 (1995) 「加曾利南貝塚の整備を終えて」『貝塚博物館紀要』No. 22 千葉市立加曾利貝塚博物館 pp. 1~24
- 和田勝彦 (1979) 「文化財保護制度概説」『文化財保護の実務』(上・下) 柏書房株式会社 pp. 53~275
- 渡辺重吉郎 (1998) 「よみがえる風景 (9) くらしの植物苑」『歴博』No. 86 国立歴史民俗博物館 pp. 30~31

渡辺次男 (2001) 「長走風穴館の現状について」『大館郷土博物館研究紀要 火内』No.2 大館郷土博物館 pp. 47~54